

第73号議案

町及び字の区域の変更の件

次のとおり町及び字の区域を変更する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 住居表示の実施に伴うもの（須磨区）

変更前	変更後	備考
別図1	別図2	別図1の区域に存する小字は、廃止する。

2 宅地造成に伴うもの

神戸複合産業団地（西区）

変更前			変更後	備考
町	小字	地番	町	
押部谷 町木津	鶴羽谷	1343の1	見津が 丘6丁目	1 変更前の欄の区域に介在する道路及び水路の一部は、変更後の欄の区域に編入する。 2 変更前の欄の地番は、令和元年6月13日現在の地番である。

（議案参照図その1）

3 土地改良事業の施行に伴うもの

大沢土地改良事業第4-2工区（北区）

変更前			変更後		備考
町	小字	地番	町	小字	
大沢町 日西原	北谷	1720の一部、1721の一部、1722、1727の一	大沢町 日西原	坊主 山	1 変更前の欄の区

	部, 1728 の 1 の一部, 1729 の 1 の一部, 1730 の 2 の一部, 1755 の一 部		域に介在 する道路 及び水路 の一部 は, 変更 後の欄の 区域に編 入する。 2 変更前 の欄の地 番は, 平 成 31 年 4 月 1 日 現在の地 番であ る。
落合	1761 の 2 の一部	落合	
南谷	1703 の 2		
南谷沢	2431 の 2 , 2431 の 3		
藤助谷 辻	2333 の 30		

(議案参照図その2)

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2, 3 略

大池

皿池

須磨区

新池

多井畑

奥須磨公園

神戸地方道

小松池

30M

200
1中高4
60

高倉台小松公園

多井畑字木戸ヶ谷

高倉台6丁目

80
1低専
40

木戸ヶ谷池

200
1中高4
60

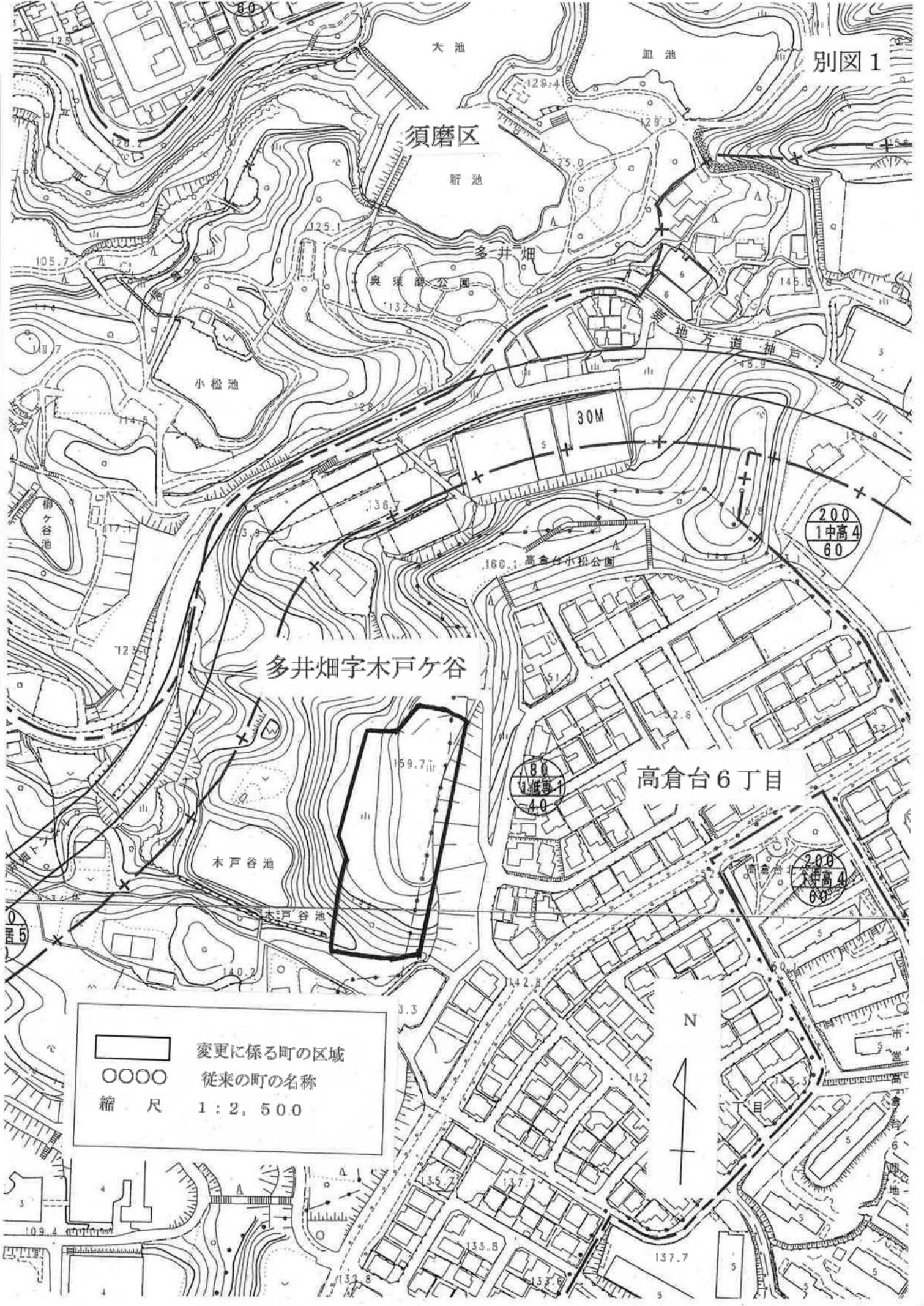
木戸ヶ谷池

変更に係る町の区域

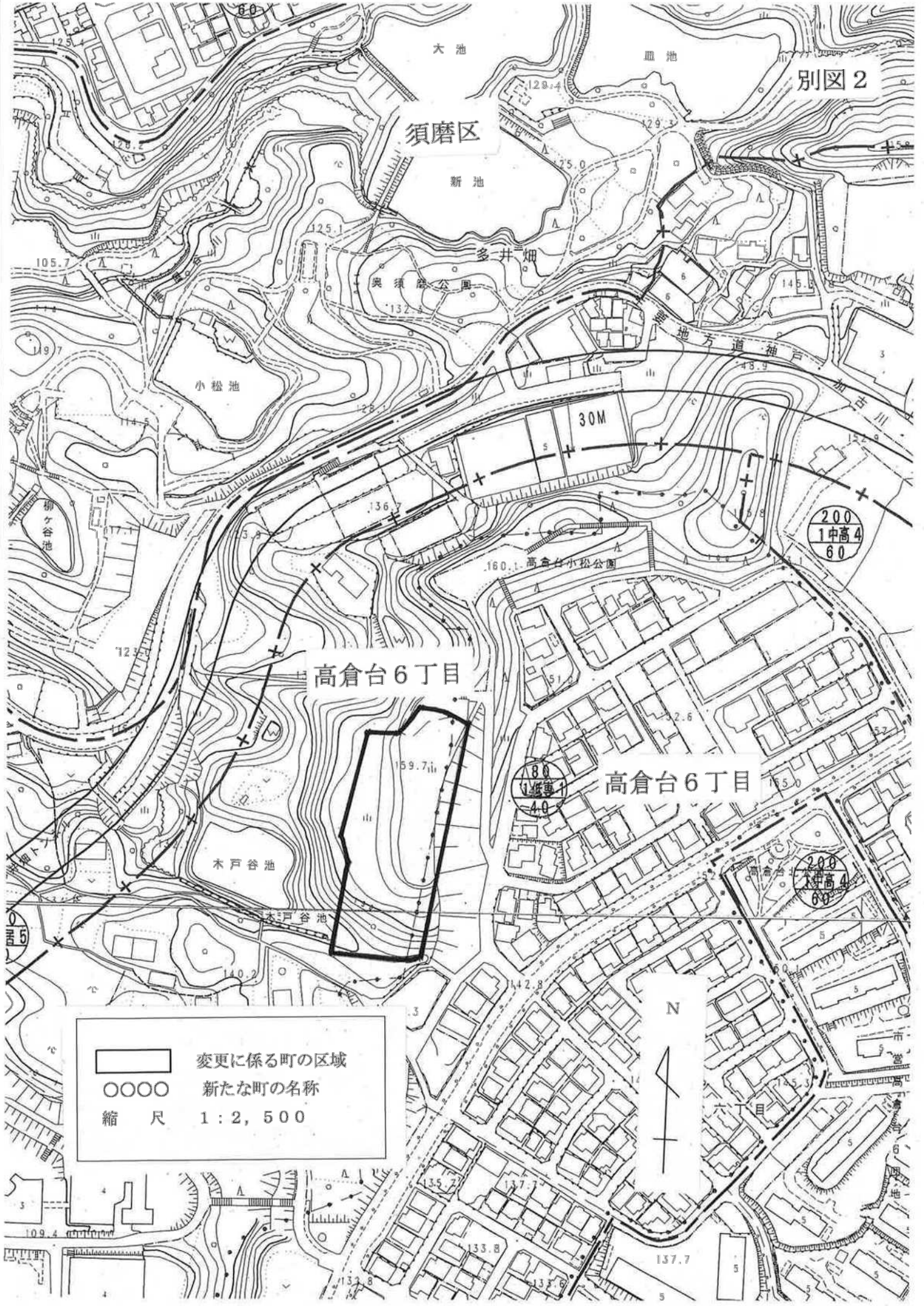
〇〇〇〇 従来の町名称



縮尺 1:2,500

N



須磨区



	変更に係る町の区域
	新たな町の名称
縮尺	1 : 2, 500

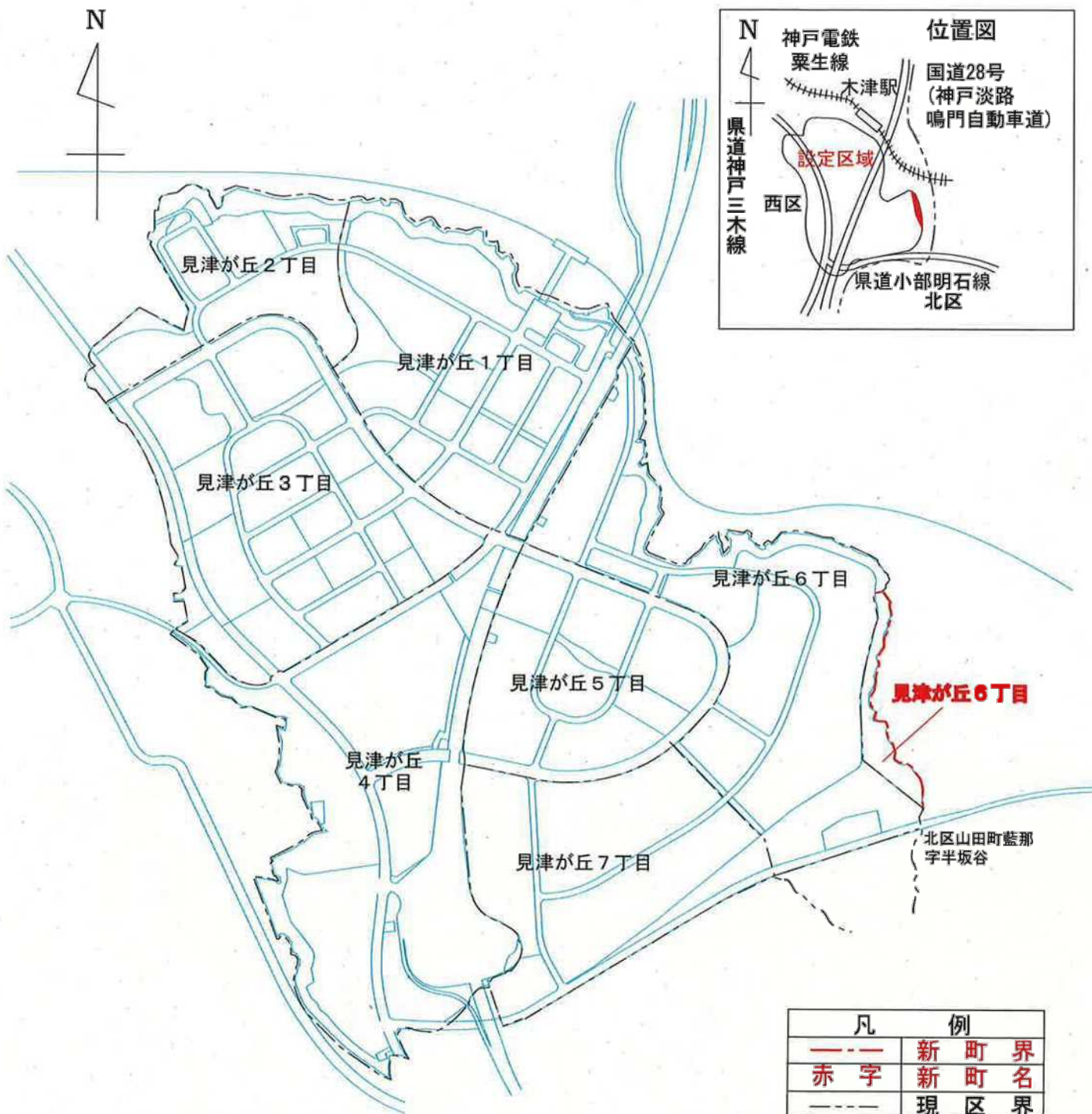
高倉台6丁目

高倉台6丁目

N

議案参照図その1

神戸複合産業団地(西区)町字区域変更図

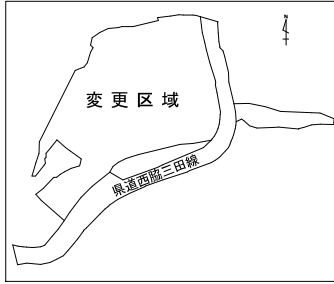


凡 例	
— — —	新 町 界
赤 字	新 町 名
-----	現 区 界
-----	現 町 界
-----	現 字 界
黒 字	現町・字名

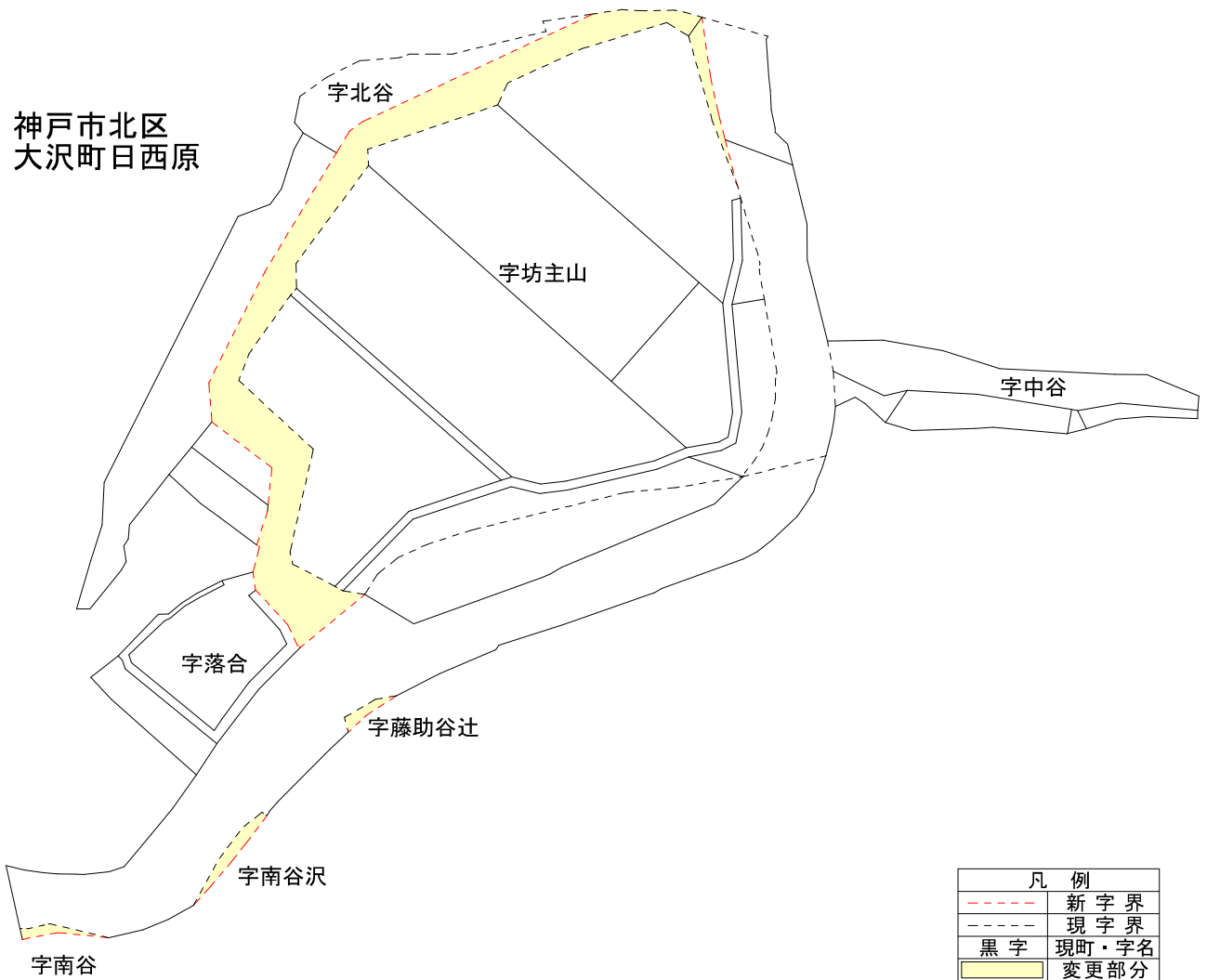
縮尺 1:14,000

議案参照図 その2
 大沢土地改良事業第4-2工区(北区)
 町字区域変更図

位置図



神戸市北区
 大沢町日西原



凡 例	
-----	新 字 界
-----	現 字 界
黒 字	現 町・字 名
■	変 更 部 分

縮尺 1 : 1500